

公民科 「公共」 学習指導案

1 対象 高校1年生

2 単元名 第2編「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」
第1章 法的な主体となる私たち
主題2 契約と消費者の権利・責任

3 単元の目標

- (1) 多様な契約により様々な責任が生じることについて理解するとともに、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解する。
- (2) 消費者の権利と責任に係る具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に生徒同士で協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。
- (3) 消費者としての自らの選択が現在及び将来の世代にわたって社会・経済の在り方や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会への参画に向けて関心を持ち、問いを見いだそうとしている。

4 単元の主な評価規準

知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の意義や基本原則、私法に関する基本的な考え方を理解している。 ・多様な契約及び消費者の権利と責任、及びその結果がもたらす社会への影響について理解している。
思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な契約及び消費者の権利と責任に係る課題やその課題に対する様々な方策について、諸資料の読み取りや他者との議論を通して多面的・多角的に思考し、自分の考えを論拠に基づいて表現することができる。
主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な契約及び消費者の権利と責任に関わる課題を自分事として捉え、課題解決のために何ができるのか考えるとともに、自立した消費者として公正かつ持続可能な社会へ参画することの自覚を深めようとしている。

5 単元の流れ

次	主な学習項目	主な学習活動	評価規準、評価方法
<p>【単元を貫く問い】 「成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる中で、私たちはどのような点に気を付けて消費活動を行えばよいだろうか。」</p>			
第1次 (1時間) 【本時】	契約と消費者トラブルについて	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関するルールを理解するとともに、消費者問題に関する相談事例を参考に、トラブル発生の要因や問題の対処法を考え、適切に判断し、表現する。 	<p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思考・判断・表現 <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・ワークシート

第2次 (1時間)	消費者としての 権利と責任につ いて	・公正かつ持続可能な消費者市民社 会の形成に参画することに向けて 関心を持ち、新たな問いや課題を 見いだそうとしている。	【評価規準】 ・主体的に学習に取り組 む態度 【評価方法】 ・ワークシート
--------------	--------------------------	---	---

6 本時の展開(50分授業)

学習の流れ	主な学習活動	支援及び指導上の留意点	評価規準・評価方法等
【本時の問い】消費者トラブルに巻き込まれないために、自分自身ができることは何か？			
導入 (10分)	・ワークシートを活用し、 消費者クイズに取り組む。	・民法改正により成年年齢が 18歳になったこと、高校生 や成人直後の若者が悪徳業 者に狙われる可能性が高ま ることを説明し、本時の学習 に対する関心を高める。	
展開① (10分)	・プリント「2 群馬県の 若者が遭遇したトラブル について知ろう！」や事 例ロールプレイ「定期 購入編」を基にロール プレイを行い、若者に 関わる消費者トラブル の事例について考察す る。	・生徒の理解を深めるために、 <u>教材本編「6 相談事例①ワン クリック請求」</u> 、「 <u>9 相談事 例④マルチ商法</u> 」、「 <u>10 相談 事例⑤情報商材</u> 」などを活用す る。 ・事前に演じる人を決めておき、 シナリオを渡して練習して おいてもらう。 ・ロールプレイ中に、 <u>教材本編 「8 相談事例③定期購入」</u> を活用する。 ・Google Classroom からスプ レッドシートに入力させ、各 生徒の考察内容を共有でき るようにする。	
	問い 「消費者トラブルにあった場合、どの ように対応すればよいのだろうか。」		

<p>展開② (15分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルにあわないために注意すべきことを班で話し合い、予防策をGoogle スライドに入力する。 ・班ごとに入力したスライドを用いて考えを共有し、他グループにアドバイスをする視点で発表する。 ・広告を見て、定期購入の内容が分かる箇所に下線を引く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スライドはプリントと同様の形式で入力できるように書式設定しGoogle Classroomで共有させる。 ・必要に応じて、<u>教材本編「12 被害にあわないためのポイント」</u>を用いて補足説明する。 ・契約にともなう権利と責任を自覚させ、契約内容や取引条件、解約条件などを慎重に確認することの重要性を指摘する。 	<p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき、自分の考えを記入している。 <p>(思考・判断・表現)</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・グループワーク
<p>展開③ (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プリント「4 消費生活センターに相談しよう！」を基に、消費者トラブルにあってしまった場合の対処法について理解を深める。 ・Google Classroomに配布された<u>相談ロールプレシナリオ「定期購入編」</u>を読む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教材本編「1 消費生活センターの紹介」</u>を用いて説明する。 ・消費生活センターについて説明する際、親身になって相談にのってくれること、若者は問題が大きくなってから相談に来ることが多いため困ったらすぐに相談したほうが良いことを補足する。 	
<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の目標を振り返り、自分の身に起こりうる消費者トラブルの事例を挙げ、その予防法や対処法についてプリントに200字程度で記述する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起こりうるトラブルを予測したり、想像したりしながら(自分が実際に体験したものでよい)、本時の問いを考察させる。 ・展開①②で生徒が考えたこと、他グループのアドバイスを聞いて考えたことを参考にしよう促す。 ・社会が高度化、複雑化すると、新たな経済活動のシステムが生まれてトラブルも多様化するため、自分自身が積極的に学び、主体的に社会参画していくことが重要であることを補足する。 	<p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身に起こりうる消費者トラブルを予測したり想像したりしながら、消費者トラブルに巻き込まれないために、自分ができることは何かを考察し、その予防法・対処法について適切に表現することができる。 <p>(思考・判断・表現)</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

本時の目標:

1 消費者クイズ

① 店で買い物するとき、契約が成立するのはいつ?

- A. 店員が「はい、かしこまりました。」と言ったとき
- B. 代金を払ったとき
- C. 商品を受け取ったとき



② 街で呼び止められ、断れずに高額な絵画を買ってしまった。この契約はクーリング・オフできる?

- A. 業者の説明に嘘があればクーリング・オフできる
- B. 未使用ならいつでもクーリング・オフできる
- C. 契約して8日以内であれば使用していてもクーリング・オフできる

訪問販売やキャッチセールス、マルチ商法などの強引なセールスから消費者を守るために、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度
※通販には適用されないので要注意

③ 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる?

- A. できない
- B. 欠陥による損害なら、治療費なども含めて損害賠償を求められる
- C. 製品の代金のみ返金を求めることができる

④ 車を買うために金融機関から40万円を年利(金利)17%で借りた。

毎月1万円ずつ返した場合の返済総額はどれくらいになる?

- A. 約45万円
- B. 約50万円
- C. 約60万円



⑤ 17歳の高校生もえちゃんが保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる?

- A. 取り消せない
- B. 「未成年者取消し」ができる

2022年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、18歳から保護者の同意なしで契約できるようになったため、未成年者取消しは使えなくなる。
⇒若者が悪徳業者に狙われる可能性が増大

2 群馬県の若者が遭遇したトラブルについて知ろう!

[1]	[2]	[3]	[4]
Web サイトや電子メールに記載された URL をクリックしただけで、一方的に契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められる詐欺。	商品を買って会員になり、知人に売ったり、会員に勧誘したりして売り上げを得る方法。実際儲けられるのは一部の人のみ。	情報そのものが商品になっているもの。「すぐに稼げる」などと書かれていても、全く稼げず借金だけが残るケースも多い。	健康食品や化粧品などの定期購入で、解約や返品をしたくてもできないトラブルが多発している。通販なのでクーリング・オフできない。

Q 1: 定期購入のロールプレイを見ながらふんわりちゃんの良くなかったところを考え、メモしましょう。

消費者トラブルに 備えよう！



本日の目標

消費者トラブルに巻き込まれないために、自分自身ができることは何か考よう！



1.消費者クイズ



①店で買い物するとき、契約が成立するのはいつ？

A. 店員が「はい、かしこまりました。」と言ったとき

B. 代金を払ったとき

C. 商品を受け取ったとき



正解

A

店員が「はい、
かしこまりました。
た。」と言った
とき

買う人と売る人が
お互いに合意すれ
ば契約は成立
= **口約束でも**
契約は成立

②街で呼び止められ、断れずに高額な絵画を買ってしまった。
クーリング・オフできる??

訪問販売やキャッチセールス、保険、エステなどの強引なセールスから消費者を守るために申し込みの撤回ができる制度



アンケートにご協力
いただけませんか？

②街で呼び止められ、断れずに高額な絵画を買ってしまった。クーリング・オフできる??



- A. 業者の説明に嘘があればできる
- B. 未使用ならいつでもできる
- C. 契約して8日以内なら使用していてもクーリング・オフできる

正解

C

契約して8日以内なら使用していてもクーリング・オフできる

クーリングオフは通販には適用されないので
要注意！！



③製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？

A. できない

B. 欠陥による損害なら治療費も含めて損害賠償を求められる

C. 製品の代金のみ返金を求められる

正解

B

欠陥による損害
なら治療費も
含めて損害賠償
を求められる



④車を買うために金融機関から40万円を年利17%で借りた。

毎月1万円ずつ返した場合の返済総額は？

A. 約45万円

B. 約50万円

C. 約60万円



正解

C

約60万円

完済には5年かかる。



⑤17歳の高校生もえちゃんが
保護者に内緒で10万円の化粧品
セットを契約した。この契
約は取り消せる？

A. 取り消せない



B. 「未成年者取り消し」ができる

正解

B

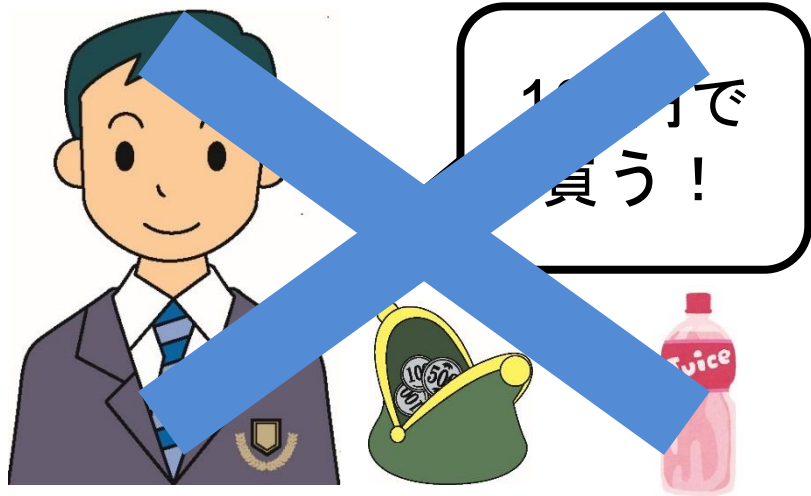
「未成年者取り
消し」ができる

取消しにより、商品
を返品すれば、代金
は返金される。

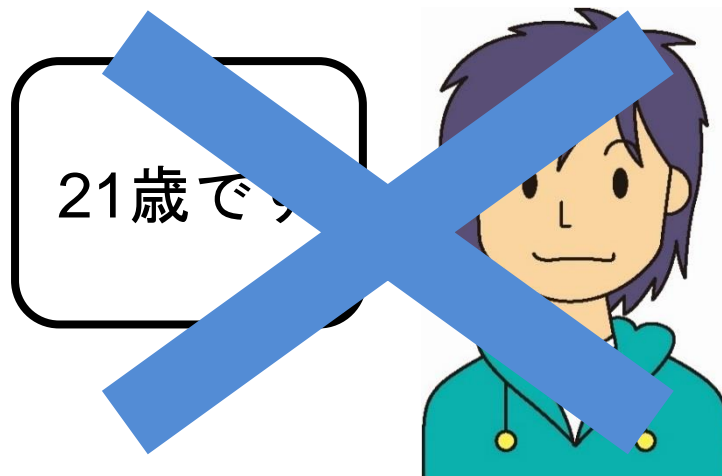


未成年者契約の取り消しができるのはどれでしょう

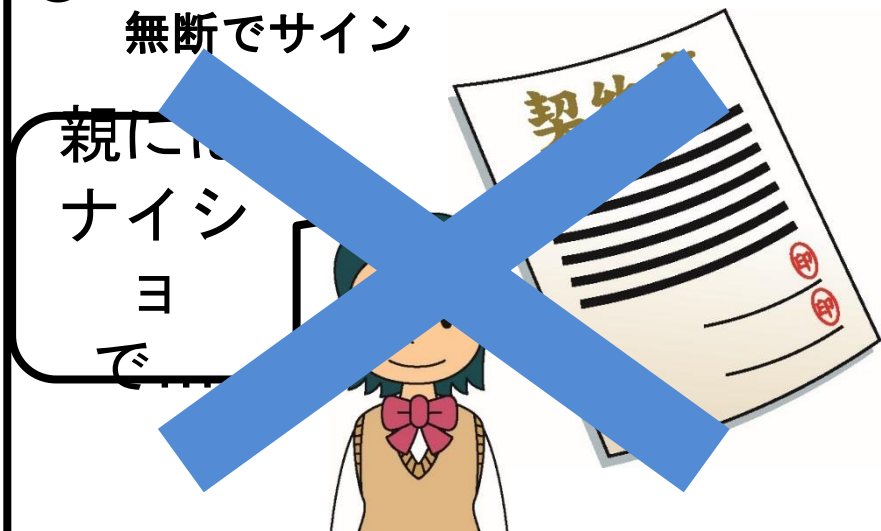
① こづかい程度の契約



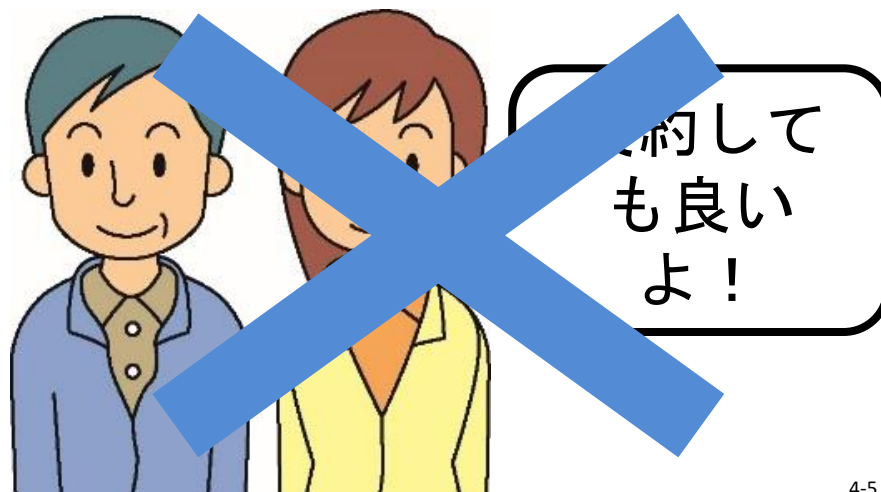
② 成人であると嘘をついた



③ 保護者の署名欄に未成年者が無断でサイン



④ 保護者の同意がある場合

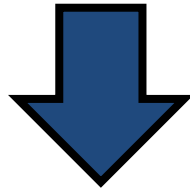


2022年（令和4年）4月から
18歳で「成年」

改正前

民法第4条

年齢**20歳**をもって、成年とする。



改正後

民法第4条

年齢**18歳**をもって、成年とする。

民法の成年年齢引下げによる主な影響

ローン契約	18歳で可能
クレジットカード契約	18歳で可能
飲酒、喫煙	20歳から
競馬、競輪、競艇	20歳から

**若者が悪徳業者に
狙われる可能性が増大**

クイズ解答

① **A**

② **C**

③ **B**

④ **C**

⑤ **B**

2. 群馬県の若者が 遭遇したトラブルに ついて知ろう！



県消費生活センター
に相談が寄せられた
事例を4つ紹介します！！

[1 .

]



URLをクリックしただけで、一方的に契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められる詐欺

ワンクリックで請求が来たら...

お金を払う？

無視する？

商品やサービスを売りたい人と買いたい人
意思が合致しない

<買いたい人>



無料で

動画を見る



契約は成立
しない

<売りたい人>



10万円で

動画を見せる

[2.]



**商品を買って会員
になり、知人に売
ったり、会員に勧
誘したりして売り
上げを得る方法**

**→実際儲けられる
のは一部の人のみ**

きっぱり断る勇氣を持とう！

- ✓ 「いいです」「今忙しいので」「お金が無いから」など、あいまいな断り方はダメ。
- ✓ 遠慮せずに、はっきり、きっぱりと断りましょう。

いりません

契約しません

帰ります



[3.]

情報そのものが商品になっているもの





すぐに稼げる
ずっと稼げる
このビジネスモデルで行う
たった10分の作業はすべて
『稼ぐんだカード』で完全自動。
あなたのやることは、たった
これだけです。

STEP1 『稼ぐんだカード』を
起動

STEP2 週に10分だけ稼働

STEP3 毎週20万円がすぐに
あなたのものに！

システムに自信があるから

『全額返金保証』

[4 .]

特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



特別価格 0 円

(送料500円) で

スッキリリンを

お得な定期コースで

はじめてみる

今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5000円~~

初回無料

(送料500円)

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。

Q 1 定期購入のロールプレイを見ながら、ふんわりちゃんの良いなかつたところを考え、メモしましょう。

ロールプレイで確認しよう
インターネット通販による
定期購入のトラブル

《SNS広告》

たるたる

BODY

に悩むあなたに朗報です！！

- ☑味の濃いものが好き
- ☑スナック菓子の食べ過ぎ
- ☑食べ放題の店ばかり行く
- ☑甘い清涼飲料をがぶ飲み

こんな生活習慣に
心当たりのある方は

ここをクリック



今回限りの
特別価格

初
回

無料
(送料500円)

本気で理想に近づきたいあなたへ
サポートサプリ「スッキリリン」を
特別にお得に申込みいただけます

ぐんま謹製「スッキリリン」はここが特別

ポイント1	群馬県産特別素材 リンゴ・キャベツ・ネギ・梅・こんにやく・ 白菜・ニンジン等を使用
ポイント2	群馬県内の特別工場生産
ポイント3	心をこめて熟練の職人が生産



特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5,000円~~

初回無料
(送料500円)

特別価格 0円

(送料500円)で

スッキリリンを

お得な定期コースで
はじめてみる

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。



4G 100%

お客様情報

お客様のご住所・ご連絡先や、お支払い方法等を入力してください。

お名前	
ふりがな	
郵便番号	
都道府県	
住所(市郊区/町・村・丁目・番地)	
住所(マンション名・号室)	
電話番号	
メールアドレス	
メールアドレス(確認)	
ご確認事項	<input type="checkbox"/> 未成年者の場合保護者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> ご利用規約に同意して申し込みます。

お支払い方法 コンビニ後払い ▾

- ・ 特定商取引法に基づき表示
- ・ 返品・返金について
- ・ お問い合わせ

申し込む

注文して1週間後

1ヶ月後

2ヶ月後

...



...



請求書

定期コース限定
特別価格0円
送料500円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です



請求書

2回目以降の
特別価格4000円
送料0円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です



請求書

2回目以降の
特別価格4000円
送料0円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です

...

Q 1 定期購入のロールプレイを見ながら、ふんわりちゃんの良くなかったところを考え、メモしましょう。

【回答例】

- ・ 広告をよく読まないで契約
- ・ 利用規約を読まない など

3. トラブルを予防 するためには

Q 2 消費者トラブルを予防するために気をつけるべきことを3つ以上挙げましょう。

①

②

③

被害にあわないためのポイント

「うまい話」はありません！

1. 契約前に情報を集め、比較検討する
2. 本当に必要な契約か、よく考える
3. 契約内容をよく確認する
4. 安易に借金をしない
5. 不要なときははっきり断る
6. 契約書類や注文画面は保管・保存する
7. 困ったときは一人で悩まずに、家族、友達、警察や消費生活センターに相談しましょう

証拠を残す

Q 3 広告をよく見て、定期購入と分かる箇所に下線を引きましょう。

特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



ぐんま 謹製
スッギリリン

特別価格 0 円
(送料500円) で
スッキリリンを
お得な定期コースで
はじめてみる

今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5,000円~~

初回無料
(送料500円)

①毎月お届けするお得な定期コースです。
②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することが出来ます。
④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。

特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5,000円~~

初回無料
(送料500円)

特別価格 0 円

(送料500円) で

スッキリリンを

お得な定期コースで
はじめてみる

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。

特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5,000円~~

初回無料
(送料500円)

特別価格 0 円

(送料500円) で

スツキリリンを

お得な定期コースで
はじめてみる

①毎月お届けするお得な定期コースです。

②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。

③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。

④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。

⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。

⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。

⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。

⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。

⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。

大事なことは小さい字で書いてあります！！

- 「利用規約に同意する」のチェックを入れないと申込みができないが、チェックを入れたら、利用規約に同意したことになる。
- 申込みする前に、「特定商取引法に基づく表示」や「返品・返金について」も確認しましょう。

おお客様情報

お客様のご住所・ご連絡先や、お支払い方法等を入力してください。

お名前	
ふりがな	
郵便番号	
都道府県	
住所（市郡区/町・村・丁目・番地）	
住所（マンション名・号室）	
電話番号	
メールアドレス	
メールアドレス（確認）	
ご確認事項	<input type="checkbox"/> 未成年者の場合保護者の同意を得ている。
お支払い方法	コンビニ後払い

- **特定商取引法に基づく表示**
- **返品・返金について**
- お問い合わせ

申込み

「定期購入を途中でやめたい」

商品を受け取らなければ、
支払いの義務はなくなる？



**商品を受取拒否しても
契約はなくなりません**

特に

コンビニ後払いの場合

そのまま放置していると

債権回収業者や弁護士から

債権譲渡を受けたと

請求書が届く ことがあります

困ったときは・・・

一人で悩まずに

家族・友達、警察や、

消費生活センター

に相談しよう！



**4. 消費生活センター
に相談しよう！**

消費生活センターの紹介



消費生活センターって？

無料で消費者が消費生活に関する相談ができる
公的な機関です。

群馬県消費生活センター
は群馬県庁昭和庁舎1階
にあります。





どんな相談が出来るの？



- ・ 商品やサービスの契約に関する相談
- ・ 製品トラブルの相談
- ・ 借金の返済の相談

解決するための
お手伝い



???



センターに相談するには
どうすればいいの？

電話や、直接センターに来
ると、専門の消費生活相談
員に相談できます。



消費者庁イラスト集より

!



困ったら、まずセンターに
相談すればいいんだね。

Q 4

本時の目標を振り返り、自分の身に起こりうる消費者トラブルの事例を挙げ、その予防法・対処法について200文字程度で記入しましょう。

